

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園	種別：保育所	
代表者氏名：内藤 みゆき	定員（利用人数）：120名（114名）	
所在地：愛知県瀬戸市西本地町1-110-1		
TEL：0561-89-5135		
ホームページ： https://www.the0123child.com/personal/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成28年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：アートチャイルドケア株式会社		
職員数	常勤職員： 12名	非常勤職員： 8名
専門職員	（管理職） 1名	（事務職） 1名
	（保育士） 13名	（栄養士） 5名
		（調理補助） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等）職員室・調理室・園庭
		多目的室（大・小 各1部屋）
		プール（可動式）

③理念・基本方針

★理念

・法人

子育て支援を通して社会に貢献する

・施設・事業所

～「自分らしく」生きていくことのできる子どもを～

子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育（はぐく）み、何を学ぶかよりも、どう学ぶかを考えられる子どもを育てたい

★基本方針

・保育目標

睡眠と生活リズムを整える事を目指して保育を展開していきます

一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます

子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・地域密着型の保育園で、地元の方々との交流が盛んで、地域ぐるみで子育てをしている。保育園では、地域の行事（神社やお寺のお祭り）に参加したり、地域のお年寄りを招いて「ふれあい会食」を行っている。
- ・加配対象児童を受け入れ、健常児と加配対象児童が共に成長しあう園作りをしている。
- ・園の基本方針に掲げた保育目標を取り入れ、保育を展開している。
- ・アートチャイルドケア(株)では一年間の取り組みを決め、「NO.1宣言」として掲げ取り組んでいる。今年度は「田舎の底力NO.1」とし、自然物を取り入れた遊びや伝承遊びをしている。また、昨年度の「絵本 NO.1宣言」を引き続き取り入れ、おすすめ絵本や作品展・生活発表会にて絵本の世界を表現している。
- ・アートチャイルドケアでは「眠育」を取り入れ、子どもの成長と睡眠の大切さを保護者に伝えている。保育目標にもある「睡眠と生活リズムを整える事」を目指して保育を展開している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月 4日(契約日) ~ 令和 3年 2月 23日(評価決定日) 【令和 2年11月18日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (平成28年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆関係機関や地域との交流

園長は、園運営の基本の第一に「子どもの安全」を掲げている。その思いを職員も理解しており、関係機関や地域とも積極的に交流し、地域密着型の保育園として地域の見守りの中で「地域で子どもを育てる」保育が実践されている。

◆組織的・計画的な改善の取組み

前回の受審時、規程やマニュアルの整備が課題に挙げられていたが、今回の受審時にはマニュアルの点検・整備が進んでいた。質の向上を目指す園長はじめ職員の意識の高さを評価したい。作成日や改訂日の記載漏れがあるものの、改善意識を持って整備しており、引き続き不足分を補う取組みの継続を期待したい。

◆サービス提供に関する説明と同意

嘔みつきやひっかき等、発達上現れる現象であることを「入園のしおり」で説明し、保護者理解を得ている。また、障害児保育では子ども同士の関わりを大事にし、共に育ちあう統合保育を行っている。これらの取組みも「入園のしおり」に記載して、他の保護者の理解につなげている。障害のある子どもの保護者は、安心して入園希望が出せる環境である。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

中・長期計画は法人主導により作成され、単年度事業計画はほぼ同じ内容で毎年策定されている。事業計画は、将来の「あるべき姿」を目指し、現状の課題を中・長期または単年度で改善するための計画であるため、園独自で検討・作成することも必要となる。現状の問題点や課題を整理して対応期間を考慮し、中・長期または単年度の活動計画として事業計画を策定することが望まれる。

◆保育の継続に配慮した対応

保育所変更（転園、退園等）に伴い、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書がなく、変更後に子どもや保護者が相談出来る担当者、窓口の設置等が未整備である。内容を検討し記載した文書を渡す事が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、保育の詳細な部分まで点検ができ、様々な気づきが得られました。評価を振り返り、これからの園運営に活かしていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育指針改定に伴い、法人の基本理念・保育目標が変更されている。変更には、各園長も含め法人内で検討されている。園では法人の保育目標を基に地域特性なども考慮し、職員も含め年間活動計画を策定して理念の実践に取り組んでいる。入園式や進級式、保護者参加の園内イベントを利用して、イベント開催の目的・効果などに絡めて理念や保育目標を説明し保護者への周知にも努めている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 3～4ヶ月に1回、地域の小中学校長、PTA会長、自治会長や民生児童委員、各園長などが参加して「育成会」が開催され、地域のこどもの育成環境などの情報交換・収集が行われている。その内容は法人法人本部に報告され、本部内で情報分析されている。園の開設以来、園長・主任は交代しておらず、地域特性や地域の人口推移なども把握した情報が法人本部に提供されている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 人材確保や人材育成、地域交流など、園長自身はノートに書き留め、問題点や課題に対して法人本部とも連携した対応に努めている。把握している問題点や課題は、カテゴリ別に「課題管理表（仮称）」などに文書化することが望ましい。対応期間や担当者も明確にして法人本部や職員も含めてた対応方法を検討し、中・長期計画や単年度の事業計画に反映して取り組んでいくことが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 中・長期計画は法人本部が主管し、収支計画を中心に策定されている。園の中・長期計画は、3年後5年後など将来的な「園のあるべき姿」を明確にして、その姿に近づくための活動計画を策定することが大切な要素となる。現状、認識されている問題や課題解決で、対応期間の長い項目について「課題管理表（仮称）」などを利用して活動計画を策定し、具体的な活動につなげていくことが望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 毎年、単年度の事業計画が策定されているが、計画達成の到達点や数値目標が明確となっていない。単年度の事業計画は、中・長期計画を基にした単年度の活動計画であり、活動を評価するためにも到達点や数値目標を明確にしておくことが必要となる。法人様式の事業計画に加えて、園独自の問題・課題解決のための単年度事業計画を策定して活動することが望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保育計画や年間活動計画を中心に、活動後には職員も含め活動の評価・見直しが行われている。単年度の事業計画の中には職員や調理師などの参画も必要であり、評価・見直しに際しても職員意見は重要な要素となる。単年度の事業計画の進捗を確認し、都度、職員会議なども利用して職員意見も聴取しながら活動内容を評価して改善につなげることが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人様式の事業計画の内容はホームページやパンフレットに記載され、保護者のほか入園希望者などにも公開されている。入園式や進級式、保護者参加の園内イベントなどの機会には、事業計画に触れた説明も行っている。説明や公表・公開に際しては、文書だけではなく写真やイラスト、動画なども活用し事業計画に対して保護者の関心を高めていくことも望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上には職員への理念や保育目標の落とし込みが必要であり、働きやすい職場環境の整備や職員のスキルアップが必要と、園長は考えている。全回の第三者評価に基づく改善に取り組み、申し送り様式の統合化や書きやすく見やすくするための書式改善など職員意見も汲み取りながら改善している。今後は、職員のメンタルヘルスにも留意し、働きやすい職場環境作りに取り組んでいこうとしている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 前回の第三者評価や自己評価の結果に基づき、職員会議等でも検討し、書式や様式変更などの改善に取り組んでいる。改善活動では「本来あるべき姿」を全職員が認識しておくことも大切である。必要に応じて単年度の事業計画にも盛り込み、活動内容や活動結果を評価し組織的な改善活動に取り組むことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	⑥	c
<コメント> 事業計画に「業務分担」を明記して保護者にも周知している。年度初めの職員会議では、理念や保育目標をはじめ職務分担などを説明し、職員周知に努めている。「危機管理マニュアル」等では、園長不在時の権限委任は「代理するもの」などの表現で記述されている。暗黙の了解ではなく、園独自で「誰が代理するのか」を明確にしておくことが望まれる。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	⑥	c
<コメント> 法令遵守の取組みは法人本部が主導で行われ、園長は法人本部からの通知や連絡などにより遵守すべき法令や指針などを理解している。消防計画など行政への届出等は園独自でも適正に行われている。保育関連法令だけではなく、職場環境改善には法人本部への改善要請も必要となる。そのためには、職員をも含めた労働関連法令や指針等を理解する取組みが望まれる。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	⑥	c
<コメント> 園長・主任も業務を調整して保育現場に入り、援助や助言により職員個々のスキルアップに努めている。問題点や課題などは、職員会議等でもテーマ別に小グループに分かれて検討・発表するなどの工夫がある。事例検討などに関しては、保護者提供の目的で撮影している動画等も活用し、視覚的な観点からの検討や意見集約などでの意識向上を促すなどの工夫も望まれる。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	b	c
<コメント> 職場環境改善が保育の質を高め、子どもや保護者の安心につながると考え、法人本部と連携して働きやすい環境作りに努めている。記録の作成様式統合は職員の事務時間の削減につながり、法人内研修のリモート化によって「誰でも・何時でも」研修を受講できる仕組みがある。サービス残業を排除して必要最小限の時間外労働となるよう指導したり、有給休暇を取得しやすい環境作りにも取り組んでいる。				

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①	b	c
<コメント> 人材確保は法人本部が主管し、社内制度の「お友達紹介キャンペーン」なども活用して人材確保に努めている。人材確保が難しい現状では離職を防ぐことにも重きを置き、「働きやすい職場環境作り」にも取り組んでいる。職場離脱など要員計画の立てにくい状況もあるが、職員の協力も得て休職や休業、有給休暇取得など要員計画を立てた対応で保育実践に努めている。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	⑥	c
<コメント> キャリアパスは設定されていないが、法人の人事考課制度により半年を目途とした職員個々の活動目標を設定している。目標設定時・進捗確認・活動評価のタイミングで個人面談を行い、人材育成に取り組んでいる。個人の活動目標は「長期的な成長の姿」を明確にしておくことが必要であり、評価しやすいように具体性を持たせ、評価結果を有効な育成材料とするなどの工夫が望まれる。				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は「働きやすい職場作り」に取り組んでおり、各クラスの保育にも参加して職員の体調や悩みなどにも随時対応している。有給休暇取得に関しては、年度繰り越し休暇日数を独自で管理し、未取得による有給休暇削減を防ぐように工夫している。職員会議も就業時間内で開催し、時間外労働にならないように工夫・配慮し、サービス残業のない職場環境となっている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>理念・保育目標を実践できる職員を育成することを目標に、人事考課制度を活用して職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。職員は、半期日途の活動目標を設定し取り組んでいるが、明確な到達点や数値目標が設定されておらず相対評価となっている。活動の評価基準を明確にして、具体的な到達点や数値目標を設定して評価を行い、職員の育成につなげることが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人内研修では、キャリアや経験を考慮した階層別研修や専門知識や技術に関する研修など、多様な研修計画が作られ実施されている。市や私立保育園連盟等からの研修案内を園内で回覧し、個別で受講を促すなどの取組みもある。研修受講後は、研修レポートにアクションプランを表明し、研修内容が保育実践につながるよう取り組んでいる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長や主任などを対象にした管理職研修や、栄養士・看護師、障害児保育を対象とした専門知識や技術習得の研修が計画されている。法人内研修は、保育時間を考慮した研修時間設定など、受講機会が確保できるように配慮されている。今年は集合研修だけではなくWebによるオンライン研修の実施など、誰でも・いつでも・どこでも研修が受講できるように配慮されている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>毎年、保育人材の育成や実習担当職員の育成（自分の保育の振り返り）を目的として、前期・後期で実習生の受入れを行っている。受入れに際しては「実習生受入マニュアル」に沿って受入れ準備を行い、実習担当職員にも注意事項の確認等を事前に行っている。注意事項の説明に際しては、口頭だけではなく「ヒヤリハットマップ」なども活用して、園内外の安全に配慮した保育実習ができる工夫も望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットを利用し、理念や保育目標、保育の内容など積極的な情報公開をしている。また、第三者評価結果や自己評価結果なども公開している。苦情相談対応窓口もホームページや園内に掲示されている。園運営に関する重大な苦情・相談は近年発生していない。寄せられた苦情や相談はホームページに掲載し、適宜対応内容も掲載して改善に取り組んでいる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園内の経理事務は事務担当職員が専任し、内部規定により相見積もりの取得や稟議書の起案、法人本部の選定した業者選択など、適正に事務処理ができるよう努めている。今年度から現金取引も廃止され、必ず証跡の残るように改善されている。財務だけではなく保育業務や衛生管理なども含めて毎月法人本部の内部監査を受ける等、適正な運営が継続される仕組みがある。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a · b · c	
<p><コメント> 社会福祉協議会主催の地域の独居高齢者を対象とした会食会や、地元住民の主催する「本地の将来を考える会」による農業体験など、子どもと地域住民の積極的な交流に取り組んでいる。地域特性もあり、「地域で子どもを育てる」環境が作られている。来園した消防車に乗ったり消防服を着たりと、子どもに防災に関心を持たせ、地域資源を活用して子どもと地域との交流を図っている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① a · b · c	
<p><コメント> 「ボランティア受け入れマニュアル」に従い、中学生の職業体験や高等学校の福祉授業の一環でのボランティアを積極的に受け入れている。小学生の町探検での立ち寄りもある。農業体験や園庭菜園の指導・管理などは、地域住民の協力を得て行っており、子どもに限らず職員にとっても貴重な体験となっている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a · b · c	
<p><コメント> 市や地元関係機関の連絡網を整備し、自治会や社会福祉協議会などとは定期的な連絡会により情報交換を行っている。家庭環境から児童相談所との対応事業があり、対応記録を作成して関係機関との連携の下、適切に対応している。市内の他園や幼稚園、小・中学校の校長とも定期的な情報交換を行い、園だけでの対応ではなく地域での連携した対応を図っている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① a · b · c	
<p><コメント> 市の園長会や自治会の連絡会、法人が主催する民生委員児童委員も参加する運営委員会や地域向上委員会など、地域で開催される会合に積極的に参加している。そこで地域情報や状況・傾向などの情報を収集し、福祉ニーズの把握に努めている。園で開催される「未就園児の会」には民生委員児童委員も参加し、意見交換から福祉ニーズの把握に努めるなど、積極的な取組を行っている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · ② b · c	
<p><コメント> 各種連絡会や地域の会合などから延長保育や障害児保育など、地域の福祉ニーズを反映した園運営に努めている。保護者からの相談や悩みなどを随時聞き取り、適切な助言・アドバイスも逐次行い、地域の子育ての拠点となるような活動も行っている。今後は、地域防災の観点から園の保有する資源を活用した支援活動も視野に入れ、BCP（事業継続計画）に盛り込むなどの取組みが期待される。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した基本姿勢を「入園案内」やホームページ等に記載し、人権配慮の研修を入社時と毎年定期的に行い記録を残している。研修計画に掲げ、勉強会や研修も記録を残すことが望まれる。性差への先入観は持たないよう意識しているが、つい男の子・女の子、背の順と言葉を掛けてしまうことがある。子どもを尊重する取組みとして「子どもの話を聞く・自分で選ぶ」を実践し、職員は終礼等で共有を図っている。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー保護・虐待対応マニュアル」を整備し、園内研修を定期的に行っているが記録がない。研修資料と共に、日時や講師、参加者等を明確にした記録を残されたい。保護者には入園説明会で周知している。おむつ替えやおもらしの着替えなどは、トイレの隅で場所を一定にしている。健診時はカーテン、水遊び時は寒冷紗やビニールシートを活用し、子どものプライバシーを守る工夫をしている。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な資料は市に常置されているが、充足か不足しているかの確認をしていない。資料がより多くの人に入手できるよう、設置場所の拡大を図りたい。ホームページでは、園の活動内容が分かるよう写真も掲載している。コロナ禍の折、見学者は見学日を決めて対応し、参加者5～6名に園長・主任が対応し受付時に名簿を作成している。資料の見直しは内容変更時で随時である。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>保育の開始・変更についての説明は、入園説明会に「重要事項説明書」を基に行われ、アプリでも発信しているが、保護者の同意が書面で残されていない。配慮の必要な保護者への説明のルールは明文化されていないが、実際は担任から主任、園長へと連携が図られている。担任ひとりでは抱え込まないための仕組みである。職員が迷うことの無いようルール化し明文化されたい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>保育所変更に伴う保育の継続性に配慮した引継ぎ文書等は定めていない。転園先から問い合わせがあれば口頭で答えている。転園して来た子どもも引継ぎ書はない。「日本スポーツ振興センター災害共済」は全国的に通用するので、加入者の引継ぎは必要であり検討が望まれる。また退園後子どもや保護者が相談出来る窓口（担当者）が未設置のため、内容を明確に記載した文書を渡すことが望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>利用者満足を把握する機会は、保育参観や懇談会等の他、行事後の保護者アンケートにより行っている。コロナ禍により中止や延期・縮小を余儀なくされているが、運動会は感染予防を十分にし、規模を縮小して行った。意見は保護者・民生委員児童委員による運営委員会で聞き取り、更に本社がCS（顧客満足度）アンケートを年1回実施し、結果を取りまとめて報告している。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制は整備され、玄関にも掲示されている。また「入園のしおり」や「重要事項説明書」にも記載され、説明会で保護者周知を図っている。第三者委員にまで届く苦情ではないが、過去にあった苦情の記録が管理されていなかった。記録がないため、苦情内容の検討等、当時の対応策は確認できなかった。今までに解決した苦情の記録は、継続資料としての保管が望まれる。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 送迎時の会話や連絡帳等でコミュニケーションを図り、年1回本社が実施する顧客満足度アンケートでも保護者の意見が聞いている。相談室も整備されている。意見箱は常設でないため、保護者からは発言の機会が無く場所が分からないとの声も聞かれる。意見を述べたい時の機会を逃すことにもなるので、意見箱を常設して有効活用の検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 保護者からの意見・要望を受けた際の方法や手順を定めたマニュアルは、一部整備されてはいるものの記録は残されていない。マニュアルの見直しもされていない。実際には保護者意見の傾聴に努めていることから、今まで寄せられた意見や要望を整理し、手順等を文書化して保育の改善に役立つマニュアル整備を望みたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> リスクマネジメント体制は、園長を責任者として構築されているが明文化されていない。ヒヤリハット事例を毎月本社に報告し、本社が集計・分析している。ヒヤリハットの事例は少なく、会議前に「ヒヤッと」した事例を聞き出している。園内の事例の留まっており、分析・改善等の取組みには消極的である。遊具点検は職員・業者で行われ、散歩はマップを作成して事故防止に役立っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 「感染予防・発生時対応マニュアル」は整備されている。職員には感染症が流行り出す前にマニュアルの周知確認し、マニュアルの有効活用が図られている。新型コロナウイルス感染症に関してはマニュアルが修正されておらず、改定して履歴を残しておくことが望まれる。保護者への情報提供は、クラス・お知らせ掲示板等で適切に伝えられている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 緊急時の対応フローが職員室に掲示されている。子ども・職員等の安否確認はアプリで行う。保育を継続するための初動時対応・出勤基準など一部未整備のため、BCP（事業継続計画）の整備が望まれる。「食料等備蓄リスト」の点検確認・責任者を明確にし、記録に残すことが望ましい。月1回避難訓練を行い、引き渡し訓練は年1回の実施である。防災計画はあるが地域と連携した訓練は今後の課題である。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は文書化されており、職員がいつでも閲覧できるよう書庫に整理されている。本社作成の「マニュアル集」の中から必要部分を見つけ出すのに時間が掛かるので、保育実践に適時に活用出来るよう、また保育の手引書となるような工夫が望まれる。標準的な実施方法を職員に周知するために研修や会議で振り返る機会もあるが、画一的な保育になっていないかも併せて確認されたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は本社が定めているため見直しも本社で行われており、改定の記録は確認できる。しかし園での定期的な見直しは実施されておらず、保育現場の職員や保護者の意見・提案が標準的な実施方法に反映される仕組みがない。保育の質の向上が継続的に行われるよう、PDCAサイクルを活用して落ちのない見直しをされることが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> アセスメントのシートを入園前に配付し、面接時に園長と主任が記入漏れ等を確認している。障害児と3歳未満児は個別指導計画とクラス指導計画が作成され、双方の関連で統合保育にも活かされている。3歳以上児は年3回個別記録、毎月の指導計画が作成されているが、指導計画の策定、実施状況の評価・見直しが不十分である。未満児同様アセスメントに基づく個別指導計画の作成が望まれる。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」や「年計画」は年度末に見直され、「月・週等指導計画」は毎月評価反省して次の計画作成に役立てている。改善点は会議録で終わらせず、次の指導計画に活かした内容や課題を明確にし、記録に残すことが望まれる。また保育の質の向上に関わる事、保護者からの要望等に関する内容も、必要に応じて標準的な実施方法に反映させることが望ましい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 開設5年目のため、職員の当園での勤続年数は短いものの、保育経験は豊富にある。職員が記録する内容に差異が生じないように、新任職員には下書きしたり提出日を早くして主任が目を通している。個別の指導計画は3歳未満児と障害児等は作成されているが、3歳以上児についても個別指導計画を作成することが望ましい。また、個別指導計画のファイリング方法を検討されたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> まだ情報開示の希望申し出はないが、「個人情報保護規程」「情報開示規程」共に整備されている。子どもの記録等の管理は、園長の責任の下に本社が定めた手順で適切に行われている。個人情報の漏えい対策として年1回研修を受け、職員周知を図っている。保護者には、入園説明会で「重要事項説明書」に沿って説明して周知を図っている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は園長と主任で編成している。保育実践の定期的な見直しや評価が行われておらず、次の編成に活かすためにも見直しの内容や評価・改善された事項を記録に残すことが望まれる。保育理念「自分らしく生きていく・・・」を目指す保育を実践するためにも「保育の全体的な計画」の編成にはより多くの職員の参画が望まれる。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園舎は白を基調に新設され指定管理を受けて5年を迎えている。園庭続きに市が管理する古墳があり緑が豊かである。今年はことのほか暑い日が続きコロナ禍の関係で水遊びも例年通りには出来なかったが園庭が広いので分散して交代制で行ったことで広範囲によるプライバシー保護に苦勞した。子どもが何処でもくつろげるよう室内の温湿度を常に配慮し適切な状態を保持するように取組んでいる。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの生活を「時間で切る」ことはしたくないとの思いで保育に取り組み、子どもを受容している。一方で、時間に追われると急かす言葉や抑制する言葉も使ってしまうと、掲げた理想と現実との矛盾に葛藤している。その葛藤が活かされ、子どもを促したり、励ましたり、満足感を味わわせたりしながら、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう信頼関係を築いている。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達は個人差が大きく、基本的な生活習慣を身につけるためには家庭の協力と情報交換は必要不可欠である。その機会として、連絡帳や送迎時のコミュニケーション等を活用している。新型コロナウイルス感染症に対する子どもの意識が高く、自ら手洗いをしている。園としてはマスク着用は自由としているが、自分で管理できるよう指導は保護者に任せている。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>地域の人と関わる機会として、例年だと「ふれあい会食会」や「秋祭り」等があるが、今年はコロナ禍により見合わせや中止になっている。しかし、社会体験の機会と合わせて近くのお寺に「栗拾い散歩」を行ったり、神社に「七・五・三」の詣に出かけるなど、可能な範囲で活動している。この機会を通して社会的ルールや態度を身につけるよう配慮している。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児クラスは複数担任で、環境や遊びについて話し合っ て試行錯誤を重ねながら保育を深めている。自我が芽生え始め、噛みつきや引っかき等がある。被害児側にはいきさつを含め謝罪をするが、加害児側には保育中のことは知らせない方針である。「入園のしおり」で発達上現れる現象であることを説明し、保護者理解を得る取組みをしている。口唇時期、玩具の消毒は午睡中を利用して次亜塩素酸で行っている。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもが取り組んで来た内容や活動を運動会や発表会等で表出し、保護者には園便りやクラス便り、地域には交流の場で伝えている。就学先の小学校には来賓招待の案内の発送のみで、子どもの取組みを見せることはできていない。子どもが取り組んで来た活動を、小学校と連携して接続させることや「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」とリンクさせて伝える工夫を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 障害名が付いている子どもには、個別指導計画を作成してクラス指導計画と関連付けて個別に配慮している。子ども同士の関わりを大事にし、共に育ち合う統合保育を行っている。医療機関・専門機関での相談・助言も受けている。障害のある子どもの保育の情報を「入園のしおり」に記載しており、他の保護者に理解を求めている。障害のある子どもの保護者は、安心して入園希望が出せる。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 一日の生活の連続性に配慮した子ども主体の長時間の指導計画は特にないが、月案の中で長時間保育への配慮や子どもの人数に応じて異年齢で過ごす環境に配慮している。乳幼児共におやつ提供はない。職員間の引継ぎは連絡ノートを用い、保護者連絡は連絡帳や口頭、怪我を伝える場合は保護者が安心を得られるよう、極力担任が行っている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 小学校との交流「1年生と遊ぶ会」は中止となり、3月の別の交流計画も実施は未定である。加配児童の就学先を検討するため、小学校教員との連絡会議や意見交換を行っている。合同研修等は行われておらず、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」について、小学校と共有するための取組みは今後の課題である。今年度は、子どもや保護者が小学校の生活に見通しが持てる機会の実現性は薄い。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルは整備され、怪我の対応後その日のうちに事後確認をしている。玄関のボードに予防接種を受けるよう働き掛けのポスターを掲示し、随時予防接種の状況把握をしている。職員には乳幼児突然死症候群に関する知識を周知し、1・2歳児をチェック、「保護者には入園のしおり」で必要な知識と情報を提供している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 医師による健康診断結果の記録は漏れなく記録され管理されている看護師がいないため、主任が医師から聞き取り記録するが、歯科の記入は慣れない言葉と早口に記入漏れがないか、再確認している。保護者には健診結果を連絡帳に記入して知らせている。結果を保育に反映させ、歯の大切さを子ども自身にも自覚させるため家庭と共に子どもの健康管理に取り組んでいる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 「緊急対応マニュアル」が整備され、アセスメントでアレルギー児を把握して医師の診断指示書の下、適切に対応している。「入園のしおり」に、「誤飲・誤食の原因となる飲食物を持ちこまない」との一文を掲載している。これにより、他の子どもや保護者にもアレルギー児についての理解を図り、食習慣に対する注意喚起を行っている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> コロナ禍により、子どもたちと一緒に食事は自粛した。食育計画の下、「食育だより」が月1回配付されている。乳幼児期の「食」に対する大切さを親子で理解するため、試食会と併せて誕生日会に親子で昼食を共にする取組をしている。子どももこの行事を楽しみにしており、相乗効果がある。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 検食は園長・主任が行い、四季折々に旬の食材で季節感のある食事を提供している。毎月の誕生日会で行事食を提供し、子どもたちは楽しみにしている。調理員・栄養士が食事の様子を見たり子どもたちと共に食事をする機会はないが、栄養士の一人が風船で果物や動物を作りサンプルケースの横に飾っている。保護者からの食に対する相談は1歳児が多いが、必要に応じて記録を残されたい。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者が子どもの成長を感じられるよう保育参観や行事を設けているが、今年はコロナ禍により保育参観等の行事のほとんどが中止である。個別懇談はクラスごと、時間も15分を目安に話し合う内容をあらかじめ提出し、それに基づき有意義な情報交換を行っている。系列園共通で「きらきら通信」を毎月発行し、手作り玩具や子どものチョットいい話等を紹介して家庭との連携を図っている。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者から子育ての相談は送迎時のコミュニケーション、連絡帳等であるが、基準が無いので記録は残されていない。相談を受けた職員に知識が不足している場合には、一人で抱え込まないよう主任や園長に相談・助言を受けている。対応した事例を職員間で共有し、経験の浅い職員が知識と自信を持って対応する力を育てるためにも、記録を残して保護者支援の充実を図られたい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「虐待対応マニュアル」が整備されており、年1回マニュアルに基づく職員研修が実施されている。現在、虐待等権利侵害の恐れのあるケースが1件あり、児童相談センターと連携して対応している。今後も、多様な背景を持つ保護者や家庭の早期発見・早期対応に心掛け、重篤なケースにならないよう虐待予防の一翼を担う取組の継続を期待したい。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 年2回、5月と10月に自己評価を行い、園長と面談して自らの保育実践の振り返りを行っているが、振り返った自己評価の記録は手元がない。話し合いや自己評価に基づいて保育の改善や専門性の向上に取り組む姿勢はあるので、職員の自己評価を個人的な評価で終わらせず、分析して園全体の課題抽出にもつなげるよう期待したい。</p>		